

No	要望事項 (タイトル)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由
1	<p>【再要望】</p> <p>異常現象として取り扱う漏えい量の定量化</p> <p>(2008年～ 継続)</p>	<p>異常現象の範囲を示す通知(昭和59年7月13日付け消防法第158号)では、「少量の漏えいで、泡散布、散水、回収、除去等の保安上の措置を必要としない程度のもを除外」とあるが、定量的に示されていないため、判断のための漏えい量を具体的に定量化していただきたい。</p>	<p>法に定められた異常現象を通報することの趣旨は、災害の発生および拡大の防止のためであることは十分に承知しているが、通知「異常現象の範囲について(昭和59年7月13日付け消防法第158号)」が定性的であるため、これを明確にすることを要望している。</p> <p>これまで、異常現象イコール事故として取り扱われ、消防法および高圧ガス保安法における事故件数としてカウントされており、規模の大小に関係なく、この件数だけが一人歩きして、過剰な不安を社会に与えている。</p> <p>通知では、ただし書きで、「次に掲げる少量の漏えいで、泡散布、散水、回収、除去等の保安上の措置を必要としない程度のもを除外」とあるが、異常現象を事故として扱うのなら、この「少量」漏えい量を定量的に示して欲しい。</p> <p>法令で、しかも罰則規定がある通報義務規定に対し、運用方法を具体的に定めず、現場を混乱させているのは、法制上の欠陥ともいえる。</p> <p>仮に昨年までの回答のように、「漏えい量に関係なく速やかに通報すべきである」としても、通報された漏洩を事故として取り扱う以上、事故であるか否かの定量的な判断基準は明確に示すべきである。</p>
2	<p>【再要望】</p> <p>タンク溶接部検査の見直し</p> <p>(2007年～ 継続)</p>	<p>磁粉探傷試験の線状磁粉模様の長さについては、危険物の規制に関する規則(省令)で4mm以下と定められているが、磁粉探傷試験による溶接部審査の際に、疑似模様が否かの確認のため、溶接部表面を削って再試験を行うことがあり、傷の寸法が大きくなって不合格と判定されるケースがあるため、磁粉探傷試験における線状磁粉模様の長さが4mm以下の場合、表面を削ることなく評価していただきたい。</p>	<p>昨年までの回答では、「疑似模様(溶接部欠陥以外のもの)に起因する磁粉模様」が現れ、欠陥の検出が困難となる場合は、溶接部表面を削り、再度検査を行うことにより、当該模様が指示模様(溶接部欠陥に起因する磁粉模様)であるか疑似模様であるかを確認する必要がある。また、この方法はJISに記載がある。」とあるが、以下のように反論する。</p> <p>①溶接部を研削してまで指示模様、疑似模様を区別、確認する必要性を法令上求めている。長さが4mm以下の線状磁粉模様であれば、それが疑似模様であっても、指示模様であっても合格であり、欠陥ではない疑似模様をあえて研削する必要性は全くない。</p> <p>②疑似模様を研削する必要があるのは、長さが4mm以上の模様で、それが疑似模様が指示模様かの判断に支障をきたす場合のみである。</p>
3	<p>【再要望】</p> <p>タンク溶接部検査の廃止</p> <p>(2004年～ 継続)</p>	<p>タンクの開放検査ごとに、底板溶接部について磁粉探傷試験を実施している。</p> <p>溶接部については、タンク製作時あるいは直近の法定点検時に検査を行ってあれば、十分に安全を確保できるため、それ以降の溶接部検査は不要とし、タンク開放検査は、腐食減肉を対象とした板厚検査を中心に行うこととしていただきたい。</p>	<p>要望理由は、以下のとおりである。</p> <p>①消防庁に設置された委員会でも明らかになったように、タンクの安全性を検討する場合、腐食速度の方が割れの伸展よりも支配的であるという結論が出ている。</p> <p>②割れが応力集中部に存在し伸展して貫通に至るまでの時間は、地震や通常の油の出し入れに伴う繰り返し累積損傷疲労、および裏面腐食(0.1mm/年)を考慮しても、破壊力学で計算した場合、100年を要するという結果が出ている。</p> <p>③溶接部検査の度に、ブローホールが1基当たり数百箇所程度検出されるが、この数量は、前回検査時の見落としレベルではなく、サンドブラストなど検査の下地処理(コーティング剥離も含む)に伴う溶接部表面の研削によるものである(ブローホールは、溶接時にできるもので、タンク供用中に新たにできるものではない)。本来、溶接部の健全性を調べる目的の検査でありながら、不具合を人為的に発生させ、それを検査している現状は理に反している。</p> <p>④その他、コーティング廃材、粉塵等による環境保全や労働衛生上の問題が改善される。</p> <p>なお、昨年の回答で、地震に対する保有水平耐力は「溶接欠陥がないことを前提」とあった。法令上、保有水平耐力はアニュラ部の浮き上がりに耐え得る板厚の問題であり、溶接欠陥とは直接関係がないと思われるが、百歩譲って、仮に側板とアニュラ部との隅肉溶接部の検査が必要としても、地震の影響がほとんどない当該部以外の溶接部は検査不要である。</p>
4	<p>【再要望】</p> <p>引火性液体危険物の定義の見直し</p> <p>(2001年以前～ 継続)</p>	<p>引火点の上限設定については、平成13年度の法改正により250度以上の引火性液体危険物は非危険物とされているが、危険物施設の火災事故と一般火災事故の発生件数を比較し、また地震対策等の安全対策推進状況を勘案しつつ、下記のような国際整合化を図っていただきたい。</p> <p>①引火性液体危険物については、国際基準と整合を図り、引火点の上限を93度に引き下げていただきたい。</p> <p>②引火点区分についても各国並に見直していただきたい。</p>	<p>①国連では、世界共通で使えるシステム「GHS 化学物質の分類及び表示の世界調和システム」の採用が決定している。</p> <p>②世界各国の法律では、100度近辺を上限にそれ以上の引火点を有する物質に対する法規制はしていない。これらの高引火点の物質は、危険物とは見なされず、管理は事業者の自己管理に任せられている。</p> <p>③ i. アフリカの区分: クラス I-A (第1石油類相当) 引火点22.8度未満かつ沸点37.8度未満、クラス II (第2石油類相当) 引火点37.8度以上～60度未満、クラス III-A (第3石油類相当) 引火点60度以上～93度未満、クラス III-B (第4石油類相当) 93度以上 (規制なし)。アフリカ防火協会 NFPA</p> <p>ii. ドイツの区分: A I (第1石油類相当) 引火点21度未満、A II (第2石油類相当) 引火点21度以上～55度未満、A III (第3石油類相当) 引火点55度以上～100度未満 (引火点100度以上は規制なし)</p> <p>iii. フランスの区分: トイツと同じ (区分記号の違いのみ)</p> <p>iv. フランスの区分: 特殊引火性液体 (第1石油類相当) 引火点0度以下で15度における蒸気圧1barを超える液体、第1引火性液体 (第2石油類相当) 引火点55度未満、第3引火性液体 (第3石油類相当) 引火点55度以上～100度未満、低引火性液体 (第4石油類相当) 引火点100度以上</p> <p>④石油製品を消費する日本の多くの産業が危険物の規制から解かれ、貯蔵・製造・流通・文書管理コスト等が削減され、国際競争力の向上につながる。国連: 2008年実施、APEC: 2006年実施。</p>

<p>5</p>	<p>【再要望】 保安法令の適用方法  (2008年～ 継続)</p>	<p>装置を構成している1つ1つの機器・設備に対して、複数法令の許可申請を行っているが、個々の機器についての法令の適用は、設計条件、製造工程、運転条件から判断し、1つの法令で許可申請を行えることを確認したい。</p>	<p>平成12年の11月の「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討委員会 最終報告」では、「各法の適用対象範囲の一層の明確化、地方機関への徹底」として、「実際の運用において、規制法令の適用について重複・競合となっている機器、あるいは問題となった機器等があれば、当該機器等に係る適用法令を整理する。また、全国的に運用の整合化を図る必要がある場合には、通知で解釈事例を示すこと等により、解釈の明確化、周知徹底を図る。」とある。 現在まで、全国的に運用の整合化を図るための解釈事例の通知は、「労働安全衛生法と高圧ガス保安法の関係」以外発信されていない。 また、消防庁は、法令重複適用排除の措置として、通知「危険物規制事務に関する執務資料の送付について(平成19年3月29日 消防第68号)」を发出し、一圧容器と重複する完成検査については、刻印を目視で確認してよいとしたが、この措置は、既に20年前、通知「保安四法共管競合事項等の改善措置等について(平成元年8月31日 消防第81号)」によって示された内容と同じ、かつ、消防法と労働安全衛生法の完成検査の重複調整を図っただけで、「1つの法令で許可申請を行えること」とは次元が異なる。</p>
<p>6</p>	<p>【再要望】 各種基準／構造のグローバルスタンダード化の推進  (2006年～ 継続)</p>	<p>国際的に通用している規格(ASME, APIなど)が改正されても、日本では法律改正などを要するため、国内で使用できるようになるまで、唯一日本だけ数年間のタイムラグが生じている。 国際的に通用している規格(ASME, APIなど)が改正された場合、タイムラグなしに、国内で使用できるようにしていただきたい。</p>	<p>代表的な例として、圧力容器等の製作における安全率は、1999年にASME規格で4から3.5に改正されている。この改正が国内に取り込まれたのは、高圧ガス保安法(特定設備検査規則)で4年後(2003年)、労働安全衛生法(圧力容器構造規格の特例通知)で5年後(2004年)である。この4～5年間、日本だけが世界から取り残され、高コストの旧基準で設備を設計、製作せざるを得なかった。 グローバル経済社会では時間が勝敗を決する。国際基準の審議については、日本政府も海外の基準の策定・改訂時に審議に参加してほしい。海外基準の検討時に政府側が参加も発言もしないで、策定後に日本独自の安全性を検討する必要があるとして関係省庁が審議に多くの時間をかけ、さらに法制化に長時間を要するやり方は、国際的に見て全く中立性、公正性、透明性に欠けるばかりか、産業界の存在を忘れた審議の進め方である。海外で多くの年月をかけて実証試験を行い、諸外国のメンバーが審議に参加し、既に全世界で多く使用されている規格を、日本だけがその安全性を理由に改めて審議を行うのは、安全に名を借りた日本政府の権威と勘違いしているため、産業活動の弊害、新技術導入の障害以外の何もも生んでいない。</p>
<p>7</p>	<p>【再要望】 防爆電気機械器具検定制度のグローバル化  (2006年～ 継続)</p>	<p>海外で製作された防爆電気機器を輸入して使用するためには、国内の検定制度に合格する必要があるが、指定外国検査機関制度を利用する検定申請の場合は、指定外国検査機関が発行する検定合格証の写の提出のみで良しとしていただきたい。 さらに、国際電気標準会議(IEC)が提唱する「適合性評価評議会(CAB)」の「IEC防爆電気機器規格適合試験制度(IECEx Scheme)」が認める試験機関(ExTL)が試験を行い、認証機関(ExCB)が認証したIEC規格に適合する防爆電気機器は、その制度の趣旨に従い我国で改めて認証を受けることなく、その使用を認めていただきたい。</p>	<p>2007年もみじ回答では、「労働安全衛生法令という指定外国検査機関は、政府間の相互認証制度に基づくものではない。また、IEC EXスキームは、認証に関する責任を負わない非政府組織であるIECによる制度であって、政府間の相互認証制度ではない。」とあるが、労働安全衛生法令の指定外国検査機関についての規定は、いかなるものなのか、何のための規定なのか理解したいものになり、実効性のない規定になっている。 法令では、指定外国検査機関が作成した試験データ等を、登録検査機関に提出することができるものとあるが、提出された指定外国検査機関の試験結果を、日本の登録検査機関が改めてチェックするという意味であれば、当該規定は骨抜きの規定であり、相変わらず日本1国だけが2重検査を行っていることになる。 2008年あじさい回答では、「指定外国検査機関制度は、防爆電気機器を輸入した者が型式検定を受ける場合、指定外国検査機関が作成した試験データ等を登録検査機関に提出することができる制度であり、指定外国検査機関が検定合格を判定することまで行う制度ではない。」と制度を説明しているが、これは2007年もみじ回答の釈明であり、骨抜きをやめ実効性を持たせるよう求めている要望に対する回答になっていない。 経済産業のグローバル化を踏まえ、所管法人が担当する既存業務内容に固執することなく、前向きに制度内容を変える方向で検討していただきたい。</p>
<p>8</p>	<p>【再要望】 ボイラー等の認定取消基準の見直し  (2007年～ 継続)</p>	<p>労働安全衛生法に基づく認定制度の取消基準について、現行の「原則として事業所単位の取消」ではなく、施設単位あるいはエリア単位の取消も可能であることを明確にし、取消理由に応じた軽重を付けていただきたい。 また、認定取消期間について、現行の一律3年間から、事故の程度、事故原因に応じて短縮し、最長でも2年間としていただきたい。</p>	<p>認定の取消には、全部取消と一部取消があるが、一部取消が発生するのは、ボイラー等に関係した事故等である。一方、ボイラー等以外の事故等では、全部の取消しかあり得ない。認定取消要件の「社会的影響の大きさ」がある程度明瞭に示されないと、事故等の規模が同じでも、ボイラー等以外であればボイラーの全部の取消、ボイラー等であればボイラーの一部の取消というように、ボイラー等の認定制度でありながら他法令の認定制度と逆転現象が起きる制度になっている。 2008年あじさい回答では、「ボイラー等に関係した事故により一部取消となる場合は、当該事故の発生が技術的に予見困難など事業場の安全管理等の不備がない場合に限定される。」とあるが、ボイラー等以外の事故で、技術的に予見困難など事業場の安全管理等の不備がない場合は、認定の取消に該当しないと理解してよいか。 認定の取消は、これまで積み重ねてきた安全活動、その実績や歴史や企業文化が、一瞬にして全て否定されることになるため、事故の程度、事故原因等に応じた合理的・適切な取消および取消期間を定めるのが合理的である。 2008年あじさい回答では、「良好な安全管理が行われるようになり、それが継続していることを確認する必要があることから3年経過することを求める必要がある。」とあるが、高圧ガス保安法の認定取消期間は2年間であり、労働安全衛生法においても、最長2年間で良好な安全管理は確認できると考える。</p>

<p>9</p>	<p>【再要望】 石油コンビナート等災害防止法の性能規定化  (2003年～ 継続)</p>	<p>防災資機材の技術は、海外では日進月歩である。石油コンビナート防災体制の高度化を図るため、新技術を自己責任で導入できるようにしていただきたい。</p>	<p>防災資機材等の規定は、法令あるいは技術基準で仕様規定化されており、技術の進歩に即応した新技術の導入が極めて反映されにくい仕組みになっている。防災資機材については、政令で、大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車、大容量泡砲水泡等と明示されており、これらの資機材に該当しないものは、法令上不適合となる。従って、このような制度の下で、新技術の資機材の消火実績を、データで説明しても、行政から、法の考え方はもともと異なるから、あるいは規定を満たしていないからという理由で拒否される。消火は、技術ではなく法律でできるものと勘違いしているのではないかと。 以下に、要望理由を列記する。 ①現行の仕様規定の下での新技術の機動的な導入は、法の解釈や運用だけでは法令上の限界があり、不可能である。 ②コンビナート防災体制の高度化が、世界レベルの新技術を通して構築できる。 ③新技術に求めるものは、ピンポイント、短時間で消火できることにあり、その側面として、多人数の防災要員、高額なメンテナンス等のランニングコストなど付帯的な費用を要さないことが特徴であり、コンビナートの国際競争力を維持できる。</p>
<p>10</p>	<p>【再要望】 3点セット1セット目からのI-S型泡放射砲のリング火災への適用  (2006年～ 継続)</p>	<p>タンクのリング火災については、法令上、3点セット(大型化学消防車、高所放水車、泡原液搬送車)で消火するよう、仕様規定で義務付けられているが、リング火災の消火に対して、I-S型泡放射砲の使用を認め、3点セットの1セット目から高所放水車の代替を可能としていただきたい。</p>	<p>要望理由等は、以下のとおりである。 ①タンクのトップアングルにI-S型泡放射砲を設置するため、フォームダムの火炎めがけて、ピンポイントで消火ができるようになる。海外での消火時間実績は、平均2分～3分である。浮き屋根タンクのリング火災への対応が迅速になり、石油コンビナートの消防力が向上する。 ②大型高所放水車で地上から放射しても、地上からではフォームダム内の火災の状況や泡投入状況が見えないため、勤と経験にたよる消火活動になり、殆どの泡が中央部の浮き屋根やタンクの外に落下し、フォームダムに入らず消火が難しい。このような消火方法は、不経済、非効率であるばかりか、浮き屋根の沈下に繋がりがねず、不安全な消火活動になる。このため、タンク火災消火の先進国であるアメリカ防火協会(NFPA)は、地上からの泡放射による消火活動を厳禁している。 ③消防庁「石油コンビナート等防災体制検討会」(2003.10.20)は、I-S型の1セット目からの適用については、今後の技術革新または開発の動向に応じて、今後とも技術的な検討を継続していくこととする、と検討結果をまとめている。 ④リング火災は、高所放水車で消火するよう法律で定められているものの、②の理由により消火した例はないと認識しているが、何分でも消火できるのか、海外事例を含め実績例を示していただきたい。</p>
<p>11</p>	<p>特定屋外貯蔵タンクの底部連続板厚測定による次回開放時期の設定  (2009年 新規)</p>	<p>特定屋外貯蔵タンクの基本開放周期は、旧法旧基準タンクを除けば、1万KL以上が7～8年、1万KL未満が12～13年となっている。 特定屋外貯蔵タンクの底部板厚検査において、詳細な検査方法である連続板厚測定法を全面に適用した場合には、得られた腐食速度から算出される使用可能年数を次回開放時期に設定できるようにしていただきたい。</p>	<p>タンクの腐食は、その使用条件等によって個々に異なるものであるため、過去数十年の実績から得た腐食速度を基に、個々に開放周期を設定すべきであり、一律の規制は合理性に欠ける。過去2度の委員会(直近では平成18年度から2年間)が、統計的手法でタンク全般に適用できる腐食速度予測式を得ようとしたが、不可能であったことから分かる。 近年採用されている連続測定での底部全面板厚検査は、従来方法である抜き取りの定点測定に比べ、腐食減肉状況をほぼ正確に把握することができ、より正確な腐食速度が得られ、保安確保面でも非常に優れた検査手法である。定点板厚測定に替えて、時間とコストのかかる全面連続板厚測定を採用しても開放周期が一律であるのは、非効率、不経済である。 また、1万KL未満タンクの開放検査周期は、従来の10年から個別に最長15年に延長されており、これらの実績でも溶接部の事故は生じていない。以上からも、開放周期を支配する因子として腐食を考慮することの妥当性を実証している。 なお、「(残存最小厚さ-必要最小厚さ)÷腐食速度」で得られる使用可能年数は、压力容器等も含めて極めて一般的に使用されるものである。【注】「昭和54年 消防第169号通知」アユ板あるいは底板の測定板厚最小値が、次式で算出されたt値より小である場合、補修が必要。『<math>t = x \cdot y + c</math>』ここで、x:腐食率(a/b)、a:最大腐食深さ(mm)、b:板の使用年数(年)、y:当該タンクに係る次期タンク開放検査予定日までの年数、c:タンク容量別定数</p>
<p>12</p>	<p>移動用発電機(10KW以上)の防災活動使用時における電気事業法による届出の適用除外化  (2009年 新規)</p>	<p>現場で使用する移動用発電機(10KW以上)は、「自家用電気工作物」として電気事業法による規制の対象となっているため、事前の届出が必要となっている。 近年、このような発電機が防災用機器として使用され始めているが、防災活動への迅速な活用を行うためにも、防災活動時には事前届出からの適用除外としていただきたい。</p>	<p>平成15年の北海道タンク火災を契機に、全国12ヶ所に大容量泡放射システムが配備された。一部システムでは、移動用発電機(10KW以上)が、大容量送水ポンプ用の水中ポンプの駆動源として使用されている。このため、電気事業法による使用場所を特定した事前届出が義務付けられており、直径34m以上の浮き屋根の対象タンクエリアを使用場所とした届出で対応している。 以上のような状況であるので、対象エリア以外での有事の際には、事前届出の時間的余裕もないため、使用できないことになる。 本来、この制度は建設用を想定しており、計画的に実施できる場合は事前対応が可能であるが、緊急時に不特定地域を対象とする場合の適用は困難となる。大容量送水ポンプは、タンク火災はもとより、神戸の震災のような大規模火災にも有用なものであるため、出動規制によって災害鎮圧の機会を逃がすことのないようにすべきである。防災活動に供する場合は、安全な取り扱いができることを条件に事前届出の適用から外すことが、国民の安全を守るためにも必要となる。当然、訓練等で使用する場合など計画的に実施する場合は、届出対象とすることは必要である。 防災活動に関して、同じような対応が道路交通法による「特殊車両」通行の事前届出制度にあり、車両規制法により消防活動に供する場合には、「特殊車両」の事前届出は適用除外扱いとなっている。</p>